

# 温対法報告書等の押印廃止に伴う様式変更について（周知）

令和3年1月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 概要

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定。以下「実施計画」という。）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続\*について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされました。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における排出量等の報告等は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）で定める様式により行うこととなっているところ、実施計画を踏まえ、令和3年1月22日に報告命令を改正し、押印を求めない形に各様式を変更しましたので、お知らせいたします。今後は、変更後の様式（以下「新様式」という。）をご使用いただくようお願いいたします。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

## 2. 今回変更した様式

今回変更した様式	新様式の使用開始時期
報告命令に定める様式第1（温室効果ガス算定排出量等の報告書）	令和2年度排出量等の報告等（令和3年7月末日までに行う排出量等の報告等）から、新様式をご使用ください。
報告命令に定める様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）	
報告命令に定める様式第2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）	
報告命令に定める様式第3（磁気ディスク提出票）	
報告命令に定める様式第4（電子情報処理組織使用届出書）	次回届出・申請時から、新様式をご使用ください。
報告命令に定める様式第5（電子情報処理組織使用変更届出書）	なお、1月22日（金）以降に、変更前の様式で既に届出・申請を行った分につきまして、新様式による再度の届出・申請は不要です。
報告命令に定める様式第6（電子情報処理組織使用廃止届出書）	
「電子情報処理組織の使用に係る識別符号兼用申請書」 ※当該申請書は、法令に基づくものではありません。	

新様式は、以下のページよりご確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

### 3. 備考

- 今回の温対法報告書等における押印廃止の趣旨は、温対法報告書等の提出先である事業所管大臣や経済産業局長・地方環境事務所長から事業者に対して押印を求めないというものです。したがって、事業者が新様式においても自主的に引き続き押印して提出することを妨げる（禁止する）ものではありません。
- 排出量等の報告等にあたっては、「省エネ法・温対法電子報告システム」を積極的にご活用ください。電子報告システムの利用方法に関しては、下記ページをご参照ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

### 4. 本件に関するお問い合わせ先

環境省地球環境局地球温暖化対策課 金澤

03-3581-3351（内線 6790）

以上